

監査報告書

平成21年6月10日

公立大学法人九州歯科大学

理事長 福田 仁一 殿

公立大学法人九州歯科大学

監事 廣瀬隆明

印

監事 西川舞子

印

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の業務執行について監査した。

その結果を、公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第1、監査の方法の概要

兩名で定めた「平成20年度監事監査計画」に基づいて、理事会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。更に、理事等から役員会の議事録に基づいて業務運営の報告を受け、各部門責任者からは主要な学内委員会の議事録及び平成20年度業務実績報告書に基づいて業務処理の状況を聴取するとともに、業務及び会計の状況を調査した。

又、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。）、決算報告書につき検討を加えた。

第2、監査の結果

1、〔業務監査〕（公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第4条第1項第1号）

（1）業務の遂行に関し、法令等に従い適正に処理され、法令等に違反する事実は認められない。

（2）「平成20年度業務実績報告書」は、当法人の平成20年度の業務運営の実績が正しく記載されていると認める。

2、〔会計監査〕（公立大学法人九州歯科大学監事監査規程第4条第1項第2号）

（1）財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。

（2）利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

（3）決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

第3、監査意見に影響を与えるものではないが、是正又は改善を要する事項

- 1、 本年度は、本学が法人化されてから3年目に入り、業務内容、業務実績について前年度と比較して相当の好業績を残しており、大学運営の具体的な業務目標である中期計画中の7項目の中期計画項目、62の実施計画については、その殆どについて年度計画が達成されている。従って、全体として、中期計画が順調に達成されつつあることが認められた。
- 2、 しかるに、業務会計監査結果に基づいて、気付いた点について次のような意見を述べておきたい。
 - (1) 「教育の成果・効果の検証」に関して、共用試験や成績評価の点では、かなりの向上が見られるが、平成20年度の国家試験の合格率が昨年から急に低下し、全国19位となっている。そこで、今回の国家試験の合格率の大幅な低下について、その原因を分析した上で、対策について検討してもらいたい。
 - (2) 昨今の急激な経済環境の悪化により、学生が学費を支払えなくなり、退学を余儀なくされる事態が今後発生する可能性がある（平成20年度では、このような事態の発生は殆どなかったようである）。そこで、将来のため、このような事態に対応するための学費の免除制度・奨学金制度の拡充等の対策を検討してもらいたい。

以上